

令和 6 年 8 月 1 日より 「事故防止機器」購入(リース)にかかる 費用の一部助成を実施します。

【機器助成対象者は自動車共済契約組合員】

助成対象機器は次の 3 種類

- ① ドライブレコーダー(ドラレコ単体)
- ② デジタルタコグラフ(デジタコ単体)
- ③ ドラレコ・デジタコ(一体型)

※ 全機器とも 2024 年(令和 6 年)1月1日以降に導入した機器が対象となります。

【事故防止機器購入(リース)にかかる助成要領】をよくお読み頂き申請願います

【実施期間】 令和 6 年 8 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日

※ 期間中であっても助成総額の限度に達した時は、
その時点で取扱いを打ち切らせていただきます。

※ 終了のお知らせは、ホームページにてお知らせします。

助成金受取の可否については申請前に **必ず** お問い合わせください。

問合せ 近畿共済 事故防止課 ☎ 06-6965-2826

書類送付先 〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

近畿共済 事故防止課

【事故防止機器購入(リース)にかかる助成要領】

1、目 的 事業用トラックによる事故防止を推進するため、「事故防止機器」
購入(リース)にあたって購入経費の一部を助成し、その普及促進を
図る。

2、助成対象者 自動車共済契約組合員

3、助成対象機器 ・ドライブレコーダー (ドラレコ単体)
・デジタルタコグラフ (デジタコ単体)
・ドラレコ・デジタコ (一体型)

4、機器助成の範囲及び金額

助成台数は、2024 年(令和 6 年)3 月末自動車共済契約台数により決定します。

(下記区分別助成台数表参考)

助成金額は1台あたり 10,000 円以上の機器を購入した場合は 10,000 円。

購入金額が 10,000 円を下回る場合は購入実費金額を助成する。

※ ドラレコ・デジタコ(一体型)も1万円限度です。(2種類の機器としての助成はいたしません。)

● 機器購入についてトラック協会助成との重複利用も認めます。

区分別助成台数表

区分	2024 年(令和 6 年)3月末 自動車共済契約台数	助成台数
A	100台以上	25 台まで
B	50台～99台	15 台まで
C	11 台～49台	10 台まで
D	6 台～10 台	5 台まで
E	1台～5 台	自動車共済契約台数

申請は、下記 ①+②に『助成金申請書』及び『助成申請内訳書』を添えて郵送申請を願います。

① 品名・購入個数・購入金額がわかる
『見積書・請求書・業者の装着証明書』のいずれかのコピー

② 『領収書・振込書・物品納品書』のいずれかのコピー

リースの場合は『リース契約書』のコピー※ 車検証の添付は不要です。

申請書及び内訳書等の書類は、共済ホームページよりダウンロードお願いします。